二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県日立市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　鉱業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び日立市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県胎内市塩沢字塩沢山一九三六・下館字黒俣山二〇〇九・二〇一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　学校教育用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び胎内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字小川四二三〇の三三五、四二三〇の三四三、四二三〇の三四四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県島原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　学校教育用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市・酒田市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
鶴岡市・酒田市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
酒田市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県酒田市・鮑海郡遊佐町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県酒田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　風害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡最上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　干害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百九十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国横断自動車道岡山県加賀郡吉備中央町大字西字岡田三五番七から同県加賀郡吉備中央町大字岨谷字今井三五〇六番一四まで		平成二十二年六月二十八日　二十二時

○国土交通省告示第六百九十三号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

平成二十二年六月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司